

2026 年 11 月 17 日(火)

小栗キャップの News Letter

税理士法人ＳＴＲ　代表社員・税理士　小栗　悟

名古屋本部　〒450-0001　名古屋市中村区那古野 1-47-1　名古屋国際センタービル 17F
TEL：052-526-8858　FAX：052-526-8860
岐阜本部　〒500-8833　岐阜県岐阜市神田町 6-11-1　協和第二ビル 3・4 階
TEL：058-264-8858　FAX：058-264-8708
Email: info@str-tax.jp　http://www.str-tax.jp

キャッシュが入れば譲渡損益認識

合併があった場合の法人株主の税務

合併があった場合の法人株主の税務

会社が保有する株式の発行会社でM&Aが行われることがあります。例えば、発行会社を被合併法人とする合併が行われる場合、被合併法人株式は合併比率により合併法人株式に交換され、被合併法人の株主は合併法人の株主となります。法人株主の課税については、次のように取り扱われます。

＜法人株主の課税＞

	適格合併	非適格合併
株式のみ交付	課税なし	みなし配当
金銭等の交付あり	譲渡損益	譲渡損益＋みなし配当

当社が有する被合併法人株式を「A社株式」(簿価 60)、合併法人株式を「B社株式」(時価 90) として、少し考えてみましょう。

株式のみ交付の場合（金銭等の交付なし）

合併により取得するB社株式の取得価額は、A社株式の簿価を付替えます（みなし配当があれば加算)。譲渡損益は生じません。

⑴　適格合併の場合

適格合併の場合、A社株式の簿価をB社株式の簿価に付替える処理のみを行います。

税務仕訳（交付金銭・みなし配当なし）

(借) B社株式	60	(貸) A社株式	60

⑵　非適格合併の場合

金銭交付がない非適格合併の場合、みなし配当を認識し、B社株式の取得価額は、「A社株式簿価＋みなし配当」となります。

税務仕訳（みなし配当 20 の場合）

(借) B社株式	80	(貸) A社株式	60
		(貸) みなし配当	20

金銭等の交付がある場合

A社株式を時価譲渡し、「B社株式＋金銭等」を対価として収入したと考えます。

⑴　非適格合併の場合

みなし配当とA社株式の譲渡損益（対価－簿価－みなし配当）を認識します。

税務仕訳（現金 10・みなし配当 20 の場合）

(借) B社株式	90	(貸) A社株式	60
(借) 現金預金	10	(貸) みなし配当	20
		(貸) 譲渡損益	20

⑵　適格合併の場合

スクイーズアウト税制の適用を受ける場合や端株調整金がある場合等には、適格合併でも金銭交付を受けることがあります。この場合、譲渡損益のみ認識します。

税務仕訳（現金交付 10 の場合）

(借) B社株式	90	(貸) A社株式	60
(借) 現金預金	10	(貸) 譲渡損益	40

